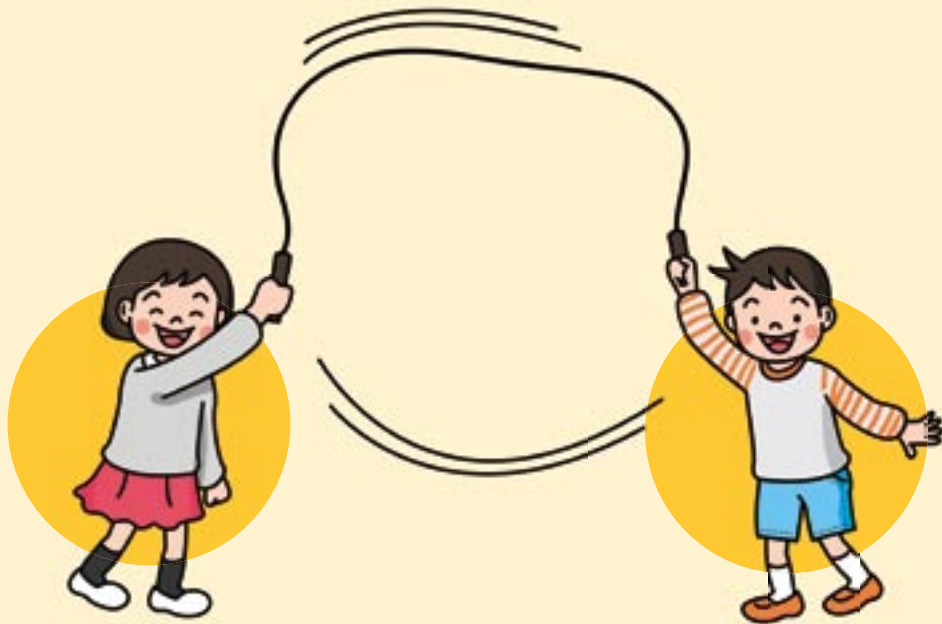


鳥取県いじめ防止対策ガイドブック

笑顔でつながる



鳥取県教育委員会

いじめ防止対策ガイドブック 『笑顔でつながる』

はじめに

① 「魅力ある学校づくり」をめざして	1	3 「ネット上のいじめ」の未然防止について	51
② 「いじめ」について	2	(1) 情報モラル教育の必要性与教職員研修	51
1 いじめの定義	2	<参考> 先生のための「情報モラル指導	52
2 具体的ないじめの態様	3	チェックシート」	
3 いじめの問題に関する基本的認識	5	「情報モラルチェックシート」	52
③ 求められる取組の充実	10	(児童生徒用)	
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	10	(2) 保護者への啓発	53
2 いじめ防止等の対策のための組織	10	(3) ネットパトロールについて	53
<参考> いじめ問題への取組チェックポイント	12	⑦ 重大事態への対処	54
④ いじめの未然防止と魅力ある学校づくり	13	1 いじめ防止対策推進法により求められる	54
1 育成したい児童生徒像	13	重大事態への対応	
2 いじめ問題を取り巻く課題を解決して	14	2 重大事態発生時の対応	55
いくために		3 事実関係を明確にするための調査	56
3 育成したい集団像	15	<参考> 重大事態対応フロー図	57
4 子どもを育成する教師像	19	(学校用・設置者用)	
5 発生するいじめの様態から見えてくること	20	⑧ 関係機関との連携	59
6 児童生徒の自主判断・行動の推進を	22	1 情報と行動のネットワーク	59
⑤ いじめへの対応	25	(1) 「情報連携」から「行動連携」へ	59
1 いじめの早期発見・早期対応	25	(2) 日常的な連携	59
(1) 問題の兆候の把握等	25	(3) 学校と関係機関等による連携	59
(2) いじめ発見のポイント	25	(4) サポートによる連携	59
(3) いじめの状況と心理の変化	26	2 各機関の役割、学校への関わりに関する情報	61
(4) 集団の規律や人間関係に変化が起き	27	(1) 子どもの悩みサポートチーム	61
ているときに見られるサイン		(2) 鳥取県総務部人権局	63
(5) いじめが起きているときに子どもに	28	(3) 警察	64
見られるサイン		(4) 法務局	65
(6) アンケート	30	(5) 児童相談所	66
(7) 子どもの行為の判断と対応にあたって	32	(6) 少年鑑別所	66
2 実効性のある指導体制と対応を	37	⑨ 校内研修の実施	67
(1) 組織による対応	37	1 法的根拠	67
(2) 当面の対応展開例と留意点	37	2 研修例	67
(3) 中・長期的な対応	42	(1) 教職員全員が「いじめ」の理解を深める	67
<参考> いじめの対応に関する記録 (様式例)	44	(2) ロールプレイ研修	68
⑥ ネット上のいじめへの対応	45	(3) アンケート結果(仮想事例)に対応する	68
1 ネット上のいじめとは	45	(4) インターネットを通じて行われるいじめ	69
(1) 「ネット上のいじめ」の特徴	45	<参考> 研修資料 事例1～7	70
(2) 「ネット上のいじめ」の類型	45	⑩ 関係資料	
2 「ネット上のいじめ」への対応について	47	○ いじめ防止対策推進法	
(1) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応	47	○ いじめ防止対策推進法で求められる取組について	
(2) 「ネット上のいじめ」が発見された	50	○ 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針	
場合の児童生徒への対応		○ 学校いじめ防止基本方針 (例)	
(3) 「ネット上のいじめ」が発見された	50	○ 鳥取県いじめ問題検証委員会要綱	
場合の保護者への対応		○ いじめと心のアンケート	
		○ いじめと犯罪	
		○ マスコミ等への対応	

はじめに

いじめ問題が全国的に大きな社会問題として取り上げられています。大津の事件以降も、全国各地でいじめが発生しており、悲しい報道も相次いでいます。「いじめは人間として恥ずべき行為であり、決して許されるものではない」ということを今一度認識し、いじめの解消はもちろん、いじめの未然防止に向けて強い決意をもって取り組みたいと思います。

鳥取県では、従来から子どもからのいじめ相談窓口「いじめ110番」を設置していましたが、平成24年には、専用メールによる相談や「子どもの悩みサポートチーム」「いじめ問題検証委員会」設置、また平成25年4月に「いじめ・不登校総合対策センター」を開設するなど、いじめの未然防止や早期発見・対応に努めているところです。

平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。併せて10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」も国から示され、全国で足並みをそろえていじめの防止を推進していくことが求められています。

このような国の動向を踏まえつつ、県としても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、鳥取県内において、いじめの防止・早期発見・適切な対処のために、学校・家庭・地域をあげて取り組む理念や内容について示しました。

この『いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～』は、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」と併せて活用していただくために、平成24年10月に改訂した『鳥取県いじめ対策指針(改訂版)』をもとに作成したものです。

いじめ問題は、子どもたちの心の育ちや集団のあり方が大きく影響していますし、周囲の大人の関わり方が解決を大きく左右します。

本県の子どもたちが、いじめで苦しんだり悩んだりすることなく、のびのびと夢に向かってチャレンジしていく環境を、ともに手を携えてつくっていきましょう。

平成26年3月

鳥取県教育委員会 教育長 横濱 純一

1 「魅力ある学校づくり」をめざして

いじめは、関係する児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒には不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また一方、子どもは成長発達途上の未熟な存在であること、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものである」こと、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうるものである」ことも十分認識しておく必要があります。

児童生徒を健全に育成し、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うには、周りの大人一人一人が、「いじめは決して許されない行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し対応しなければなりません。

これらのことをふまえ、学校は、全ての児童生徒を対象に、「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組むことが求められています。

いじめは、単に個人的な問題ではなく、周りではやしたてたり見て見ぬふりをしたりすることで、いっそう深刻なものになるという集団としての問題にもつながると考えると、学級や部活動、グループ活動等人間関係づくりや集団づくりが鍵だと考えられます。日々の学校生活の中で児童生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、社会性を育むとともに、自己有用感が持てるような取組を進めることが必要です。

また、すべての児童生徒が意欲的に参加し活躍できる授業づくりを進めることは、いじめの未然防止の大切な取組です。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしからかいなどは、学習意欲の低下だけではなく、生徒指導上の諸問題にも発展する可能性があります。日々の学校生活の中で児童生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、社会性を育むとともに、自己有用感が持てるような取組を進めることが必要です。

児童生徒が安心して楽しくいきいきと学校生活を送ることができるよう魅力ある学校づくりをめざしましょう。

- いじめの未然防止：** 自己有用感を高める取組を行うこと
社会性を高めるために継続的な働きかけをすること
わかる授業づくりを進めること
日常的に学級や集団の中でいじめの問題にふれること
- いじめの早期発見：** アンテナを高く保ち、ささいな兆候もキャッチすること
- いじめへの対処：** いじめの問題に組織的に対応し、場合によっては関係機関と連携すること

2 「いじめ」について

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』第2条）

〔一定の人的関係にある〕

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

〔物理的な影響〕

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（国『いじめの防止等のための基本的な方針』より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。 （同上）

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。 （同上）

〔行為〕

⇒ 文部科学省『平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』では、「攻撃」の語が用いられているが、「仲間はずれ、無視」といった様態やインターネットによる行為についても強く意識され、この表現となったものと考えられる。

〔表面的・形式的にすることなく〕

⇒ いじめの判断にあたっては、関係した児童生徒からの丁寧な聴取、複数の教職員による情報交換、アンケート調査などによって慎重に行う。

〔いじめられた児童生徒の立場に立つ〕

文部科学省『平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」と示されている。

⇒ いじめに当たるか否かの判断にかかわらず、いじめられたとする児童生徒の気持ちを大切にしてお応することが求められる。

2 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(国『いじめの防止等のための基本的な方針』より)



「いじめ」の定義の変遷・背景

<平成6年度～ 文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』>

この調査において「いじめ」とは、

「(1) 自分より弱い者に対して一方的に、(2) 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、(3) 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

<平成18年度～ 同上>

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

※件数の呼称も「発生件数」ではなく「認知件数」に改められました。

●いじめという行為は、そもそも大人(第三者)の目には見えにくく、完全に発見することは不可能です。つまり、教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数(それを特定することは不可能ですが)の一部に過ぎないのです。

(国立教育政策研究所刊「生徒指導リーフ」より)

3 いじめの問題に関する基本的認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

(『鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針』より)

後の章でも述べるように、人は生涯にわたって人間形成を図りつつ豊かな人生を求めていく存在であり、子どもたちは、周囲との関わりの中で自分は大切にされているといった安心感のもと、自立心や社会性を身につけ人間形成を図っていきます。そのために学校は、子どもたちが安心してよりよい生き方を問い求めることが保障された場でなければなりません。

子どもたちが互いの人権を尊重し共に成長する上から、いじめは重大な侵害、妨げとなり、いじめをはやし立てる行為や傍観する態度も含めて、あってはならないものであるということを集団に行きわたらせる必要があります。

また、いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであることを十分認識し、特に以下の点をふまえ適切に対応する必要があります。

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと

学校(教職員)は、いじめの端緒を早期に発見し、正しく指導する責務を負います。自分の学級や学校においても、いつでもいじめが起こり得るという危機意識を持つことが必要です。

(2) 子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に察するよう努めましょう。子どもに徹底して寄り添い、話を聞くことにより、いじめられている子どもを救わなければなりません。また、いじめている子どもについても、十分に事情を聞いて、背景を洞察・分析して適切な指導・支援を行わなければなりません。

(3) 自主的に課題を解決しようとする児童生徒を育成すること

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、根本的にいじめをなくすためには、児童生徒がいじめ問題に対して正しい理解を深め行動につなげるとともに、

いじめに限らず、日常生活の中で児童生徒自身が自らの問題を自覚し自ら対処する意欲をもち課題を解決していこうとする姿勢を身につけさせましょう。

(4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題ととらえること

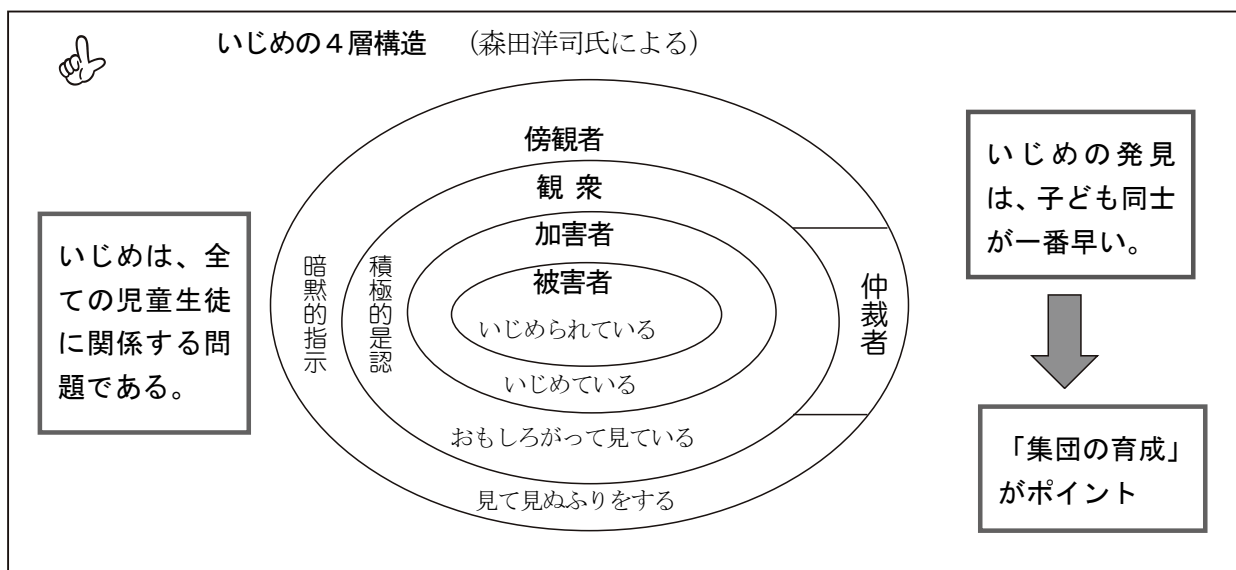
いじめの問題を解決するためには家庭が極めて重要な役割を担います。まず家庭が子どもの健全な育ちに責任を持ち、いじめの問題の基本的な考え方を徹底する必要があります。そのためには、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、家族での会話やふれあいが求められます。

(5) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われること

一人一人の個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進しましょう。人権教育、道徳教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、感性に働きかけるような指導をすることが必要です。

(6) 学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと

いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があります。多様なネットワークを活用し、早期発見・早期対応等問題解決に向けた取組を進めていきましょう。



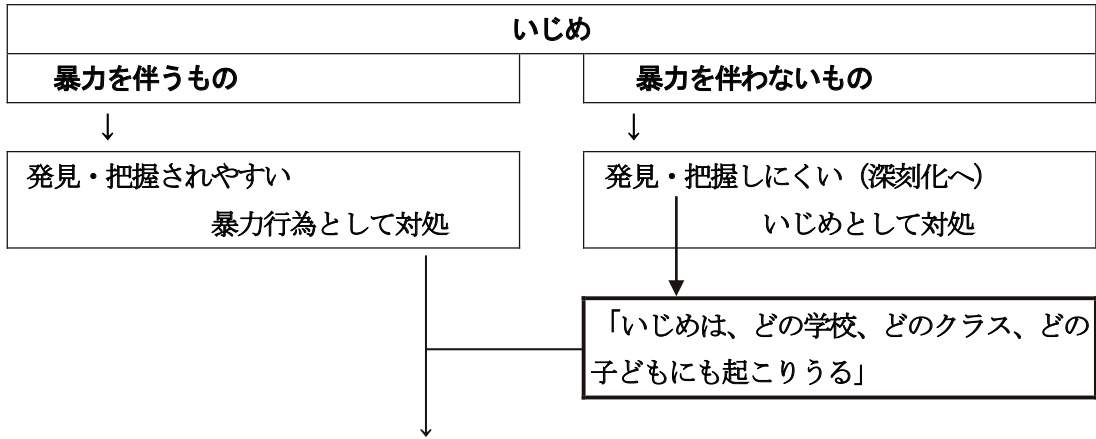
国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2010-2012』より

いじめは、一部の児童生徒だけが巻き込まれているわけではありません。調査結果によれば、ほとんどの児童生徒が小～中の6年間でいじめられる側、いじめる側と立場が入れ替わりながら進行するという実態があります。

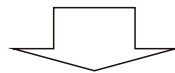


「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」について

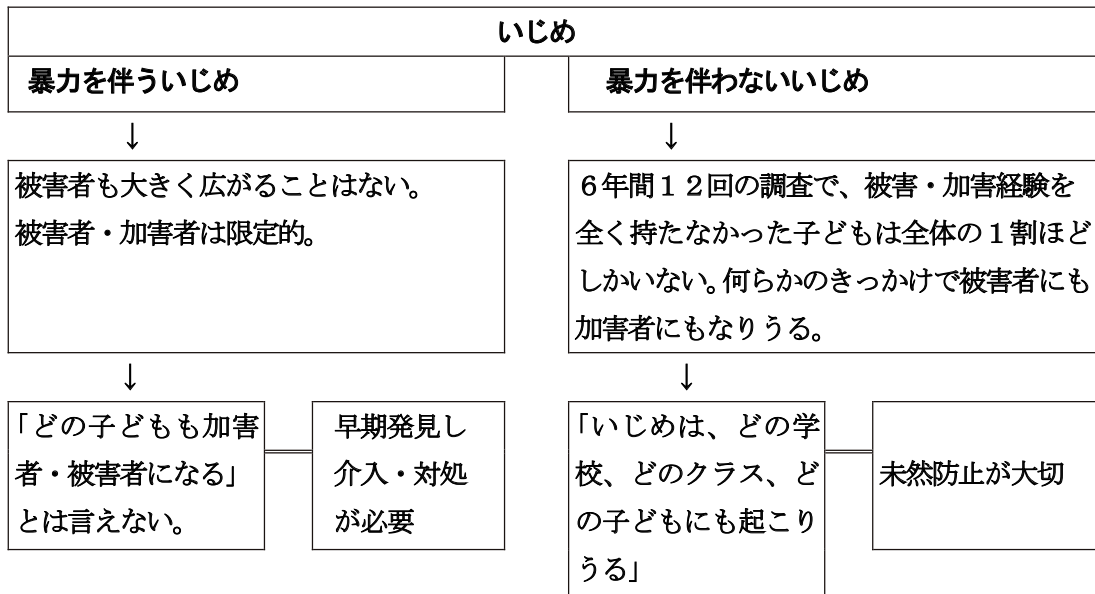
かつて「いじめ追跡調査 2004-2006」, 「同 2007-2009」を基に示されていた整理



暴力を伴う重大ないじめ事案が社会問題化される中で、そのようないじめがどの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうるとする誤解



平成25年度に「いじめ追跡調査 2010-2012」を基に示された整理



「子どもはいじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだ。」「いじめられたおかげで強くなることもある。」等の考えに出会うことがあります。しかし、人の成長にとって理不尽な忍耐を強いるような行為は容認されることがあってよいはずがありません。

(国立教育政策研究所『生徒指導リーフ増刊号』より)



鳥取県の状況について（平成24年度） 公立学校のみ

（平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）

1 いじめの認知件数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
131	144	17	10	302

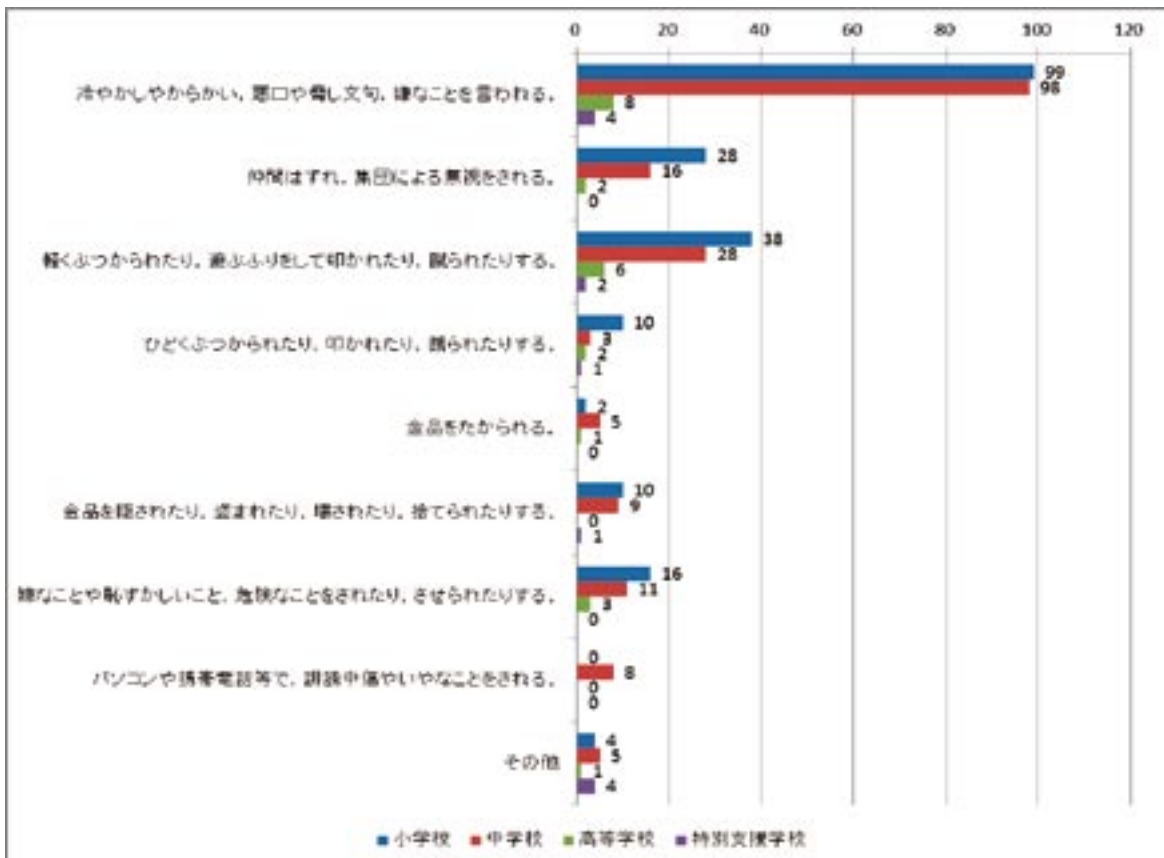
2 千人あたりの件数

鳥取県	5.0
全国	14.3

3 態様

（単位：件）

区 分	小	中	高	特	計
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	99	98	8	4	209
仲間はずれ、集団による無視をされる。	28	16	2	0	46
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	38	28	6	2	74
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	10	3	2	1	16
金品をたかられる。	2	5	1	0	8
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	10	9	0	1	20
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	16	11	3	0	30
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0	8	0	0	8
その他	4	5	1	4	14
計	207	183	23	12	425



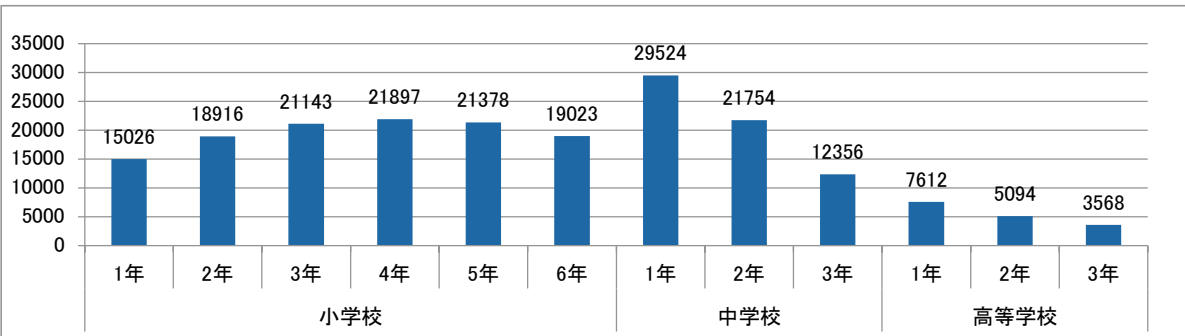
（注1） 複数選択あり。

（注2） 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上している。

👉 学年別いじめ認知件数

- 文科省の調査では、中学1年の時期に「認知件数」のピークがあります。
- 高校では、1年の時期が認知件数が高くなっています。

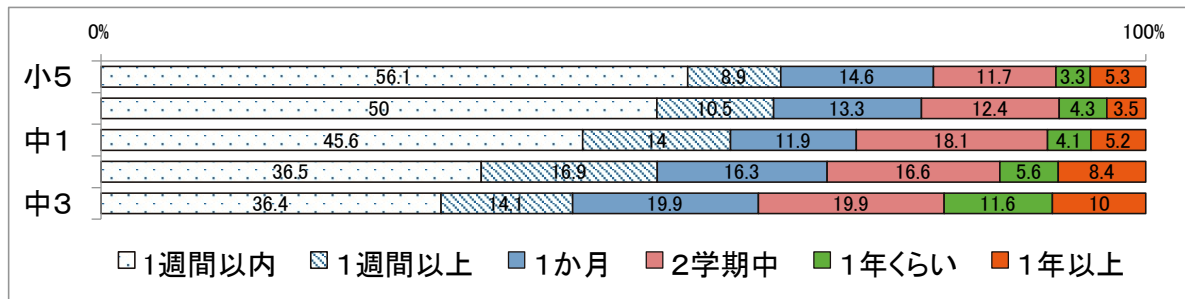
(「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)



👉 学年別いじめの継続期間

- 中学校のいじめは、小学校と比べて長期化、深刻化しやすいことが指摘されています。

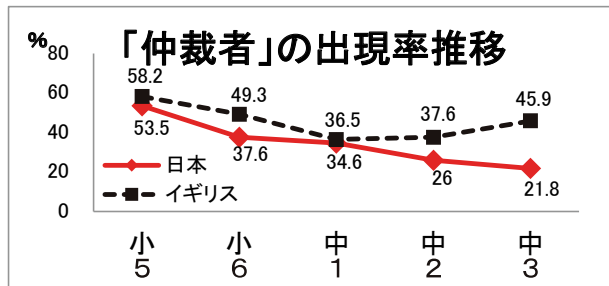
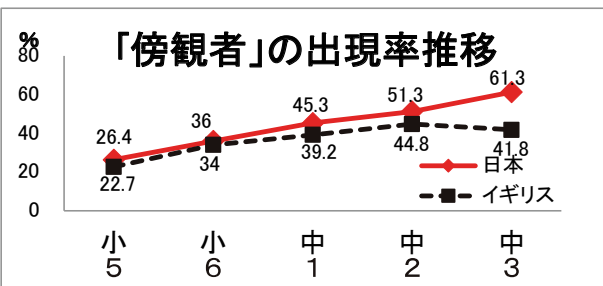
(「日本のいじめ」森田洋司ほか)



👉 「傍観者」「仲裁者」の出現率の学年別推移

- 日本では、おおむね学年が上がるにつれて、「傍観者」が増加し、「仲裁者」が減少します。

(平成17年度教育改革国際シンポジウム「子どもを問題行動に向かわせないために～いじめに関する追跡調査を踏まえて～」)

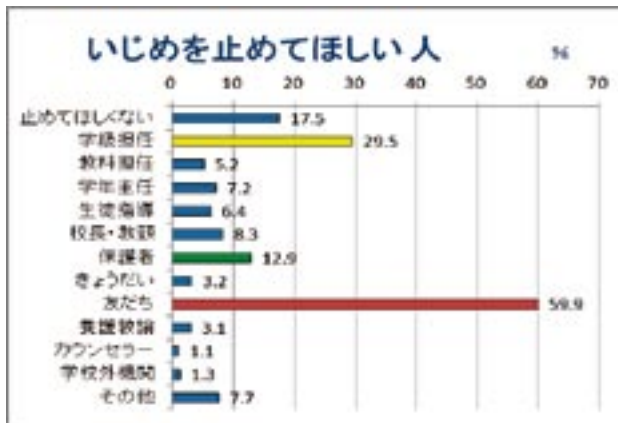
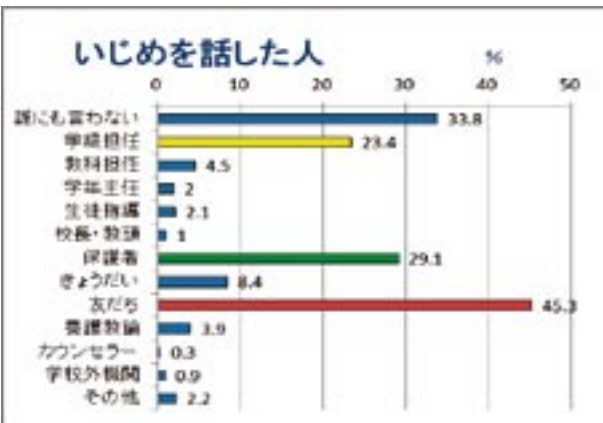


👉 「友だち」の存在

- 子どもたちが「いじめを話した人」として、学級担任23.4%、保護者29.1%に対して、友だちが45.3%と最も高い割合を占めています。

- 「いじめを止めてほしい人」としては、友だちが59.9%と非常に高い割合です。

(「日本のいじめ」森田洋司ほか)



3 求められる取組の充実

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることをふまえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組がいつそう求められます。

そのため、学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要があります。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要です。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

<内容例・・・10 関係資料参照>

- いじめ防止のための取組
 - 早期発見・早期対応の在り方
 - 教育相談体制、生徒指導体制
 - 校内研修 等
- 策定にあたっては、保護者や地域の方、児童生徒の意見も取り入れることなどが大切です。
- 策定した学校基本方針は、PTA総会や保護者研修会での説明やホームページの公開などを通して保護者や地域に示します。
- この学校基本方針が、学校の実情に応じて機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことが求められます。(PDCA)

2 いじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的、組織的に行うため中核となる常設の組織を置くことが規定されています。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に起こすため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等のための対策のための組織を置くものとする。

- * 「生徒指導部会」等の既存の組織を見直して、法律に基づく組織として機能させることも可能である。(下記役割例を参考に)
- * 必要に応じて、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように工夫する。
- * 組織の中心となる担当者を決めておく。

いじめ防止等の対策のための組織(必置)

<構成メンバー例>

校長等管理職、関係職員(生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等)
〔必要に応じて〕心理・福祉等専門的な知識を有する者(SC、SSW等)、弁護士、医師、警察OB、保護者、児童生徒等

- * 校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

<役割例>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに係る情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの報告があった場合、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者や関係機関との連携
- 「重大事態の調査」のための組織の母体

- * 当該組織が基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。
- * 基本的には、当該組織がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。
- * 学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等PDCAサイクルで検証を行う。

【参考】いじめ問題の取組に生かすためのチェックポイント（項目例）

【指導体制】

いじめの問題の重要性を全教職員が認識している。
校長を中心に協力体制を確立している。
いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて「いじめ防止等の対策のための組織」・職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っている。
教職員一人一人が、いじめの理解や指導方法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教職員の資質向上に取り組んでいる。
いじめの有無に関わらず「いじめ防止等の対策のための組織」の会を定期的開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。

【日常的指導】

学校全体として、校長をはじめ各教職員が様々な教育活動の場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
学校全体として、道徳や学級（HR）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われる体制をとっている。
教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うための具体的な方法を協働実践している。
日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。

【早期発見・早期対応】

学校全体として、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、児童生徒の生活実態についてきめ細かく把握に努めている。
いじめの把握に当たっては、学年、養護教諭など教職員間やスクールカウンセラーなど校内の専門家との連携に努めている。
本人や保護者からいじめについて訴えなどがあつたときは、軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく適切に対応している。
校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備され、適切に機能している。

【直接的指導】

重大ないじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応が機能するようあらかじめ体制が整えてある。
いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導が行われる体制になっている。

【家庭・地域との連携】

いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて地域の関係機関との連携協力を行っている。
「学校いじめ基本方針」を公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努めている。
PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。
児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

4 いじめの未然防止と魅力ある学校づくり

～いじめ問題への対応を切り口として～

1 育成したい児童生徒像

(1) 基本的な考え方

いじめ問題への取組にあたっては、いじめ問題への対処、いじめ問題の防止とともに、魅力ある学校づくりという本来学校がめざしてきた目標を見据えなければなりません。「いじめ問題を切り口として」人が成長していく場としての学校、教育のあり方を再考することが求められています。

その基本的な考え方とよりどころは次のとおりです。

- ◆人は生涯にわたって人間形成を図りつつ、豊かな人生を求めていく存在である。
- ◆子どもたちの人間形成のためには、周囲との関わりの中で、「自分は大切にされている」といった安心感のもと、「自分は何かに（誰かに）役立っている」といった自信の獲得を通して自立や社会性の発達を促すことが必要である。
- ◆学校は、子どもたちが安心してよりよい生き方を問い求めることが保障された場である。

①教育基本法第1条

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

②『中学校学習指導要領解説 道徳編』より

「子どもが友達や大人たちの中でかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わうことのできる学校にしていかなければならない。」

「道徳教育の基本は、一人一人の人間の尊重であり、個性の尊重である。教師は、一方的に教え込むのではなく、そうしたことの重要性を生徒に向かって強調し、学校のあらゆる教育活動における生徒への働きかけの中で、具体化することが重要なのである。生徒は、自分が一個の人間として尊重され、信頼されるという経験をとおして、自信をもち、責任ある人間としての思考や行動を発達させていくからである。」

③鳥取県教育振興基本計画（平成26年3月策定）

基本理念

○ 自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

基本理念を支える4つの「力と姿勢」

- ・「自立して生きる力」
- ・「豊かな心と健やかな体」
- ・「社会の中で支え合う力」
- ・「ふるさと鳥取への誇りを持ち未来を創造する力」

- ④鳥取県人権教育基本方針―第1次改訂（平成24年1月）より
- 「鳥取県教育委員会の基本理念」として提示された「人権教育がめざすもの」
- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
 - 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
 - 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる
- ⑤「生徒指導の3機能」
- ・ 自己存在感・自己有用感を与える
 - ・ 共感的人間関係を育成する
 - ・ 自己決定の場を与える

2 いじめ問題を取り巻く課題を解決していくために

全国で発生してきたいくつもの重大ないじめ事案は、今後生かされなければならぬいくつもの課題を浮き彫りとしました。たとえば、

- ・ 教 員 児童生徒との関係性、問題に対する感度、対応の在り方
- ・ 加害者 人の心への感受性、「遊び」の感覚
- ・ 被害者 自責とあきらめ
- ・ 周 囲 正義感の孤立、自己防衛

いじめは、子どもの心のあり方、集団のあり方に関わる問題です。根本的にいじめをなくすためには、事後的な対応、未然防止のための取組だけでなく、「いじめのない学校づくり」の取組が必要です。そのためには、いじめに限らず、児童生徒自身が自らの問題を自覚し自ら対処する意欲をもつことによって問題を解決していく行動力をつけることが大切であり、そのように導くことが教師の課題です。

めざすところ	第1次的対応	第2次的対応	第3次的対応
【いじめのない魅力ある学校づくり】	【いじめを許さない地域・学校文化、学級づくり】	【いじめの早期発見・早期対応】	【事案が発生した場合の迅速で誠意ある対応】
児童生徒の自主判断・行動の推進を促し、児童生徒の好ましい行動を育成	いじめの未然防止を目的	いじめが発生した後の対応	

「育成したい児童生徒像」のために意識しておきたいキーワード

目 標	豊かな人間性の育成
児童生徒像	<u>自立と社会性を基盤として、自己実現をめざす児童生徒</u>
達成課題	☆ <u>自己有用感</u> ☆ <u>仲間・正義を大切にする集団</u>

3 育成したい集団像

「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」による学級集団の類型・特徴と
いじめとの関係を示した次のような調査結果があります。

類型	特 徴	いじめ被害の発生率	
		小学校	中学校
満 足 型	集団のルールが内在化され、子どもたちが主体的に生き生きと活動している。親密な人間関係があり、子どもたちの関わりや発言が積極的である。	1. 4 0 %	0. 8 7 %
管 理 型	集団のルールが形成されているが、学習や活動への意欲には差が大きく、人間関係に乏しいことが多い。教師の評価を気にして、子ども間に上下関係や階層が生まれ、あまり活気がない。自分らしさを発揮できる機会も少ない。	3. 5 0	1. 4 8
な れ 合 い 型	自由でのびのびした雰囲気があるが、学級のルールは低く、授業で私語があつたり係活動ができなかつたりするなどの問題がある。小さなトラブルが頻発し、特定の子どもが学級を牛耳ることもある。	5. 0 4	1. 8 3

いじめの発生率が高いと言われる「管理型」「なれ合い型」の学級集団は、そもそも「授業がわからない、授業に興味を持ってない」という問題を抱えている場合があります。さらに、次のような問題も抱えていることもあります。

類型	問 題
管 理 型	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の指導が管理的・威圧的であり、特定の子どもだけが承認されていることが多い。 ・授業や学級での活動内容や展開がワンパターンで、子どもたちは、同じような生活が繰り返されているように感じる。 ・常に教師の評価を気にするために欲求不満や葛藤が生まれやすい。 ・教師に認められる子とそうでない子との間で社会的地位の高低が発生しやすい。 ・「同じようにできないから、やられるのはしかたがない」という被害者否定の考え方をもちやすい。
な れ 合 い 型	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループがいくつも形成されることが多く、グループ間の対立が発生しやすい。 ・子ども同士で、人間関係の軋轢やトラブルが多く、中傷や陰口が多い。 ・ルールや規範の確立がなく、どう行動してよいかわからないことが多い。 ・学級集団に親しみや帰属意識が感じられなくなる。 ・社会規範より自分の所属するグループを大切にしたい行動を優先する。 ・学級のルールや規範に対する意識が低い。



「理想の学級集団」のイメージ

- 自由で温かな雰囲気でありながら、集団として規律があり、規則正しい集団生活が送れている
- いじめがなく、すべての児童生徒が学級生活・活動を楽しみ、学級内に親和的で支持的な人間関係が確立している
- すべての児童生徒が意欲的に、自主的に学習や学級の諸々の活動に取り組んでいる
- 児童生徒同士の間で学び合いが生まれている
- 学級内の生活や活動に児童生徒の自治が確立している

「理想の学級集団に近づけるために・・・指導例」

<p>第一段階 4月1週目</p>	<p>【混沌・緊張期】 児童生徒同士に交流が少なく、学級のルールも定着しておらず、一人一人がバラバラの状態に留まる段階</p>	<p>ルールの設定</p> <p>(1) 児童生徒の願いを取り入れた、「理想の学級」の状態を確認する。 ○教師は事前に「理想の学級集団」の状態を短冊に書いておき、児童生徒の提案として出てきたものから、黒板に張っていく。用意していなかった内容が提案された場合も、その場で書いて付け足す。 ○教師も自分の思いを体験をもとに率直に話す。</p> <p>(2) 理想の学級の状態を成立させるための学級目標を設定し合意する。 ○「理想の学級集団」の要素を構成して、学級目標を作成する。学級が集団としてみんなで仲良くまとまり、建設的な活動や生活態度に繋がるような目標にする。 ○学級目標は、児童生徒が暗記できるように3つか多くても5つ以内にする。</p> <p>(3) 学級目標を達成するためにみんなで守るルールを設定する。 ○集団生活にはルールが必要であることを例をあげながら説明する。 ○そのうえで、「みんなで守らなければならないこと」を児童生徒に提案させる。</p> <p>(4) 教師もルールを守ることを約束する。 ○意識してルールを守っていることを児童生徒に示す。ルールが守れなかったら、しっかり児童生徒に「あやまり」、その責任をどのようにとるか説明し、行動することで、児童生徒の行動のモデルになる。</p> <p>(5) ルールについて具体的なイメージがもてるように説明する。 ○ルール違反のグレーゾーンの解釈について、例をあげて詳しく説明し、先手をうって示す。</p>
<p>「混沌・緊張期」を支えるソーシャルスキル： 人とかかわるうえで最低限のマナーとなる、初歩的な社会的スキル：「基本的なあいさつ」「基本的な聞く態度」などについて、その意味と行動の仕方について、朝の会や帰りの会で定期的に取り上げ、児童生徒に意識させていく。</p>		

<p>第二段階 5月</p>	<p>【小集団成立期】 学級のルールが徐々に意識され始め、児童生徒同士の交流も活性化してくるが、その広がりや気心の知れた小集団内に留まっている状態にある段階</p>	<p>ルールの定着</p> <p>(1) ルールをきちんと守って行動している児童生徒を積極的にほめて、そのような行動を学級内に奨励していく。 ○ほめている場面を周りの児童生徒に見せることによって、モデルとなるようにする。 ○よい成果には結びつかなくても、地道にルールに沿って行動している児童生徒こそ、その姿勢を認める。</p> <p>(2) ルールが学級に定着するまでのルール違反には、その内容によって適切に確実に対応する。小さいルール違反でも決して曖昧にしたり無視したりしない。 ○単純なルール忘れの違反は、その場で事務的に指摘して、ルールに沿った行動をとらせる。 ○意識的なルール違反の場合は、理由を言わせて次はどう行動するか確認する。</p> <p>(3) 生活班、係活動のグループを積極的に活用し、ルールの定着を図る。 ルールの徹底、ルールに沿った行動の承認の2つの要素を班員同士の相互作用で行う。 ○生活班の役割、係活動の仕事内容や責任範囲は、一つ一つみんなで確認する。(明確にすることで初めて承認や評価ができる) ○生活班、係活動の役割はローテーションする。 (リーダーシップ・フォロワーシップ両方を体験)</p> <p>(4) 生活班、係活動の役割行動に対する評価では、プラスの評価は周りから、マイナス評価は自分から言わせるようにする。 ○人間には好き嫌いはあるが、そのような感情で相手によって役割行動に差をつけるのはルール違反であることを、繰り返し言って聞かせる。</p>
<p>「小集団成立期」を支えるソーシャルスキル：</p>		
<p>集団参加するうえで最低限のマナーとなる、初歩的な社会的スキル：「基本的な話す態度」、「許容的態度」、「集団マナーの遵守」、「対人マナーの遵守」、「会話への配慮」などを朝の会や帰りの会で定期的に取り上げ、日常的にこれらの行動ができるように奨励していく。「きちんとルールやマナーを守って取り組んだら楽しかった・充実した」という体験を児童生徒が積み重ねていくことができるように、教師は強い意志を示して、能動的に対応していくことが大切である。</p>		
<p>第三段階 6・7月</p>	<p>【中集団成立期】 指導力のあるリーダーがいる小集団などが中心となって、複数の小集団が連携し、学級の半数の児童生徒が一緒に行動できる状態にある段階</p>	<p>ルールの内在化・習慣化</p> <p>(1) 学期の変わり目や大きな行事の前には、再度、どのような学級集団をめざすのかを話し合い、そのために必要なルールを再設定する。 ○設定ルールは、暗記できるように5つ以内にする。</p> <p>(2) 活動する前には、目標、役割分担をみんなできちんと確認する。 ○集団の雰囲気や働きをしている児童生徒を積極的に評価する。 ○個人の取組が全体にどう貢献しているのかを定期的</p>

		<p>に説明する。</p> <p>(3) 活動する前には、目標と、それに向かうための中集団での活動の流れを、みんなできちんと確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小刻みな到達目標を設定して取り組ませる。 ○具体的な活動の仕方と途中の目標を教える。 <p>(4) 教師は学級の目標の表明、そのためのルールの対応、日々の行動に、一貫性を持たせる。</p> <p>(5) 学級全体の一体感を体感させ、その意義をきちんと共有させる。</p>
	<p>「中集団成立期」を支えるソーシャルスキル：</p> <p>人とのかかわり、集団参加を良好に維持するための、初歩的な社会的スキル：「能動的な援助」、「集団への能動的参加」、「リーダーシップの発揮」、「自己主張」など、自分の役割ではないけれど、学級のみんながより快適に生活できることは、自ら進んでやっていこうという意識と行動を形成していく。朝の会や帰りの会で定期的に取り上げ、さらに、しっかり行動できている児童生徒を取り上げ、多くの児童生徒が日常的に行動できるように奨励していく。</p>	
第四段階	<p>【全体集団成立期】</p> <p>学級のルールが児童生徒にはほぼ定着し、一部の学級全体の流れに反する児童生徒や小集団ともある程度の折り合いが付き、学級の児童生徒のほぼ全員で一緒に行動できる状態にある段階</p>	<p>(1) 教師のリーダーシップを柔軟に切り替える。</p> <p>(教示的→説得的→参加的→委任的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が自分たちでできる内容は思い切って任せて、教師は全体的、長期的な視点でサポートする。 <p>(2) 児童生徒の主体性を尊重する形で指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「情報」的援助をする。 ○「評価」的援助をする。 <p>(3) 個人のサポートを適切にさりげなく行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤立する児童生徒 ○リーダーとなる児童生徒を励まし、行動化を支援 ○集団を維持する児童生徒を支え、意欲づける <p>(4) 適切なポイントで児童生徒の意欲の喚起・維持を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的意識を刺激する ○選択させて意欲を刺激する ○自己効力感を刺激する <p>(5) リーダーを支えながら学級内の世論を建設的に方向づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去の失敗を悔いる・責めるだけの状態から、「今後に向けてどのような行動の仕方をとるべきなのか」へ、学級世論を導いていく。 ○失敗の原因の検討を「人」→「事」にテーマを導いていく。
第五段階	<p>【自治的集団成立期】</p> <p>学級のルールが児童生徒に内在化され、一定の規則正しい全体生活や行動が、温和な雰囲気の中で展開される。児童生徒は自他の成長のために協力できる状態にある段階</p>	

4 子どもを育成する教師像

学級集団の3類型を形成するのは、集団を指導するリーダーとしての教師の役割が大きく影響します。そのあり方として次の3タイプ(レヴィンによる)を参考に考えてみてください。

(1) 民主的リーダーシップ

特徴	<ul style="list-style-type: none">• 全ての活動を子どもと一緒に話し合いながら決め、活動の全体像を全員に伝え、励ましほめながらコミュニケーションをとるリーダーのタイプである。• このようなリーダーが形成する集団は、集団内に目標が共有化され、役割分担・責任が明確になり、協働的な姿が随所に見られ、子ども同士の人間関係が親和的な状態になってくる。したがって、活動の効率も上がる。
課題	<ul style="list-style-type: none">• 活動に取り組むまでに十分な話し合いが行われない場合には、目的が共有化できなかったり、納得して活動に取り組んだりすることができないこともある。

(2) 専制的リーダーシップ

特徴	<ul style="list-style-type: none">• 全ての活動をリーダーが指示、命令し、子どもには活動の全体像は教えず、必要なことだけを指示するリーダーのタイプである。• このようなリーダーが形成する集団は、リーダーの指示や命令がはっきりしているため、子ども一人一人の活動の到達目標や活動内容が明確になり、作業がはかどる。
課題	<ul style="list-style-type: none">• 活動の全体像が教えられないため、その目的を見失いがちになる。また、基本的にリーダーは活動に加わらないため、個々の子どもががんばっている様子や仲間と協調している様子などが見とりにくい。• ときには、成果の上がない子どもには罰を与えるため、特定の子どもの攻撃が集中し、その子どもが集団から抜け出していくと、また別の子どもが攻撃されるスケープゴートの傾向が生まれやすくなる。

(3) 放任的リーダーシップ

特徴	<ul style="list-style-type: none">• 全ての活動を子どもに任せ、子どもたちの力で実行させようとするリーダーのタイプである。• このようなリーダーが形成する集団は、活動の内容や方法を自分たちで決定し、お互いの意見をぶつけ合いながら考える場面が多くなることで、子どもの自主性が伸びることもある。
課題	<ul style="list-style-type: none">• 明確な指導の方針がない状態で子どもに活動を任せることにより、集団としての目的や目標がバラバラになるおそれがある。小集団が形成され、小集団同士の対立が頻繁に見られだすことがある。• 子どもたちの自主性を尊重するという考えから、子どもたちの活動の全てを容認してしまうことにもなりがちである。

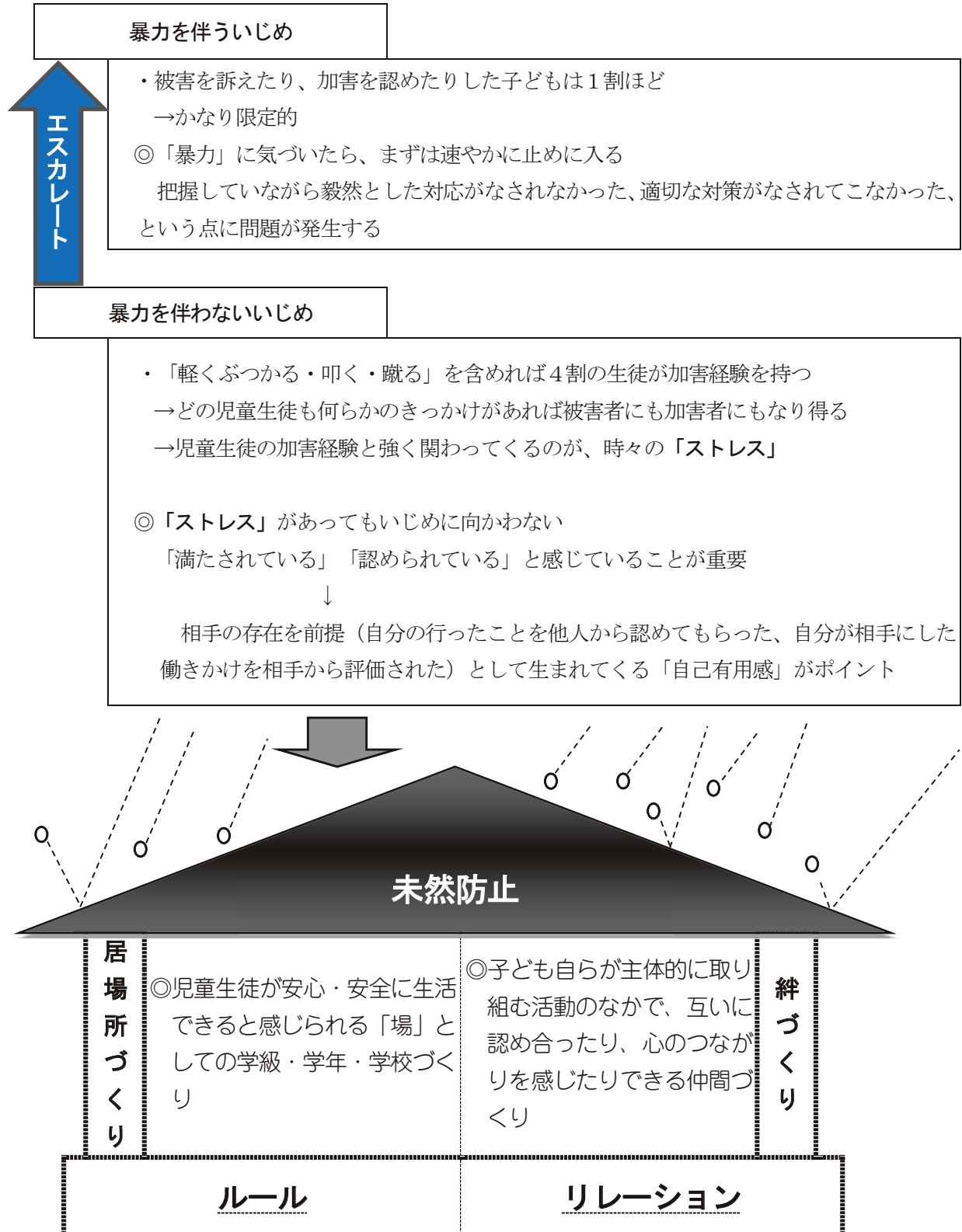
このように、リーダーの行動が学級集団に大きな影響を与えていることを認識しておくことが必要です。

教師が専制的・放任的リーダーシップに偏って指導する学級集団では、子どもにとって教師に対する不満がいつもくすぶっており、その解消のはけ口・矛先が誰かに向かうことになり、いじめが起きやすくなります。また、集団内に規範意識の喪失や無視、

無秩序状態が発生しやすいため、集団内で攻撃行動が起こりやすくなります。

民主的リーダーのタイプで指導していくことを基本としながら、時と場合に応じて、専制的リーダーや放任的リーダーのよさを使い分けていくことにより、いじめが発生しにくい集団を形成していきましょう。

5 発生するいじめの様態から見てくること





「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

学校のどのような実践がいじめを減らすことにつながるのか考える中で、キーワードとして浮かび上がってきたのが、「居場所づくり」であり、「絆づくり」です。

「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子どもの「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていくと思います。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。

すなわち、

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりよく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

が大切なのです。

（国研 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」より）

○身体的な健康を中心にした、主に家庭で取り組むべき課題は
「早ね・早おき・朝ごはん」

○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

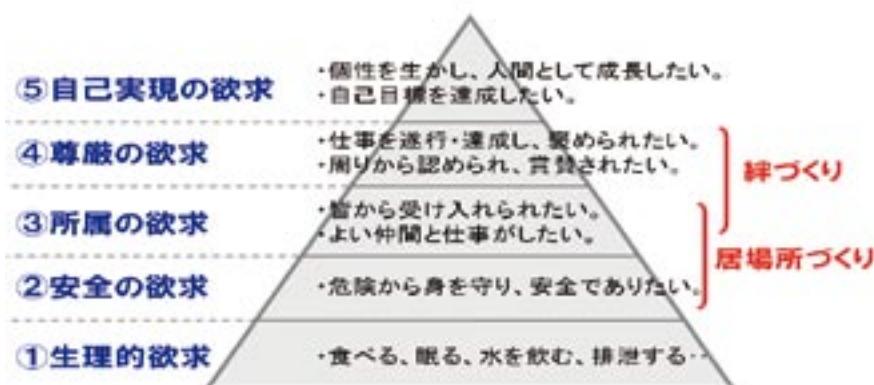
- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりよく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子ども

<教師が、子どもが困らないようにするために「居場所づくり」に留意する →子どもが困ったり失敗しても安心してそれが出せるような雰囲気をつくる → 子どもが自分たちで、誰もが困らないような環境づくりに努める> というイメージをもって個と集団の育成を進めましょう。

(参考)

マズローの欲求5段階説



6 児童生徒の自主判断・行動の推進を

子どもたちが、互いに認め合い、協力して問題解決にあたる社会性を身につけていく取り組みは、いじめ問題の解決だけではなく、「魅力ある学校づくり」に向けた大切な条件です。

そのような願いをもって、平成25年度、いじめ・不登校総合対策センターでは<明日へつなぐ心のキャンペーン>を展開しました。これは、次のような趣旨と内容の取り組みです。

(1) 趣旨

いじめ問題の取り組みについては、早期・適切な対応とともに、未然防止の取り組み、いじめを生まない学校づくりが必要であり、その推進にあたっては、児童生徒自身が自らの問題を自覚し、好ましい行動をするように育っていくことが大切です。

そこで、集団として正義を重んじ仲間を大切にする学校文化を醸成するために各学校の児童生徒自身が取り組む活動（たとえば児童会・生徒会等が行う、いわゆる「いじめゼロ集会」や「いじめゼロ宣言」等の取り組みや、集団づくり、仲間づくりの取り組みを奨励する目的で、希望する学校（学年・学級・委員会・部活動などの単位でもよい）に「明日へつなぐ心のバッジ」を送付します。

(2) 期間 平成25年度間

(3) 取り組みの流れ

- ① 各学校で、このキャンペーンについて、別紙メッセージを児童会・生徒会の役員等に示していただく。
- ② 児童生徒が、なんらかの取り組みを実施し、缶バッジ、「ともだちのうた」CDも活用するかどうか話し合う。
- ③ 缶バッジ、CDを希望する場合には、窓口となっていただく先生から、いじめ・不登校総合対策センターの担当者に、別紙様式によりメールで申し込む。

(4) 「明日へつなぐ心のバッジ」



(5) 「ともだちのうた」

1	ともだちは おもしろい	2	ともだちと けんかした
	ともだちは やさしいよ		ともだちも さびしそう
	でも ときどき おこる		なんか ちょっと びみょう
	でも すぐまた わらう		でも なかなかおり
	ともだちは たのしいな		ともだちは たのしいな
	だって みんな なかま		だって みんな なかま

(6) メッセージ

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に通っている皆さんへ

鳥取県教育委員会

学校は、仲間との交流や磨きあいを通して成長していくための場所です。そのためには、だれもが楽しく過ごせる学校であること、だれもが明るい気持ちで活動できる集団であることが必要です。

しかし、ひとたびいじめが始まると、気持ちは暗く沈み、楽しいものであるはずの学校はつらく苦しいものになります。

いじめは、人と人とのつながり、やさしさ、正義、勇気、健康、生命、将来への夢や希望、可能性など、人間にとって大切なものを奪っていきます。

児童生徒の皆さん、自分たちにとってどんな学校がよいのか、みんなで考えてみてください。そして、ぜひ自分たちの力で、だれもが行きたくなるような学校をつくっていきましょう。

鳥取県教育委員会では、そんな気持ちや行動を応援したいと考えました。「仲間をたいせつにしよう」「自分たちでいじめをなくしていこう」というようなねらいで行われる活動(たとえば、いわゆる「いじめゼロ集会」、「いじめゼロ宣言」、いじめをなくす呼びかけ、集団づくり、仲間づくりの取り組みなど)に対して、「明日へつなぐ心のバッジ」(「心をつなぐ 仲間をつなぐ 明日へつなぐ」という言葉が入っています)をプレゼントします。取り組む単位は、児童会・生徒会でも学年・学級でも部活動でもかまいません。希望する団体は、学校の先生を通して申し込んでください。

(希望される小学校・特別支援学校には、CD「ともだちのうた」も送ります。)

<実践例>

自ら考え行動する人に

米子市立住吉小学校の取り組みから

米子市立住吉小学校は、米子市内の中心部から北西方向にやや離れた住宅街にあり、児童数は725人（5月1日現在）で県内有数の大規模校です。

今年度は「人間性豊かにたくましく生きる子の育成」を学校教育目標としています。そして、子どもたちに育てたい力の一つである「自ら考え判断し、よりよく実行する力」を目指して、人権教育、特別支援教育の推進や生徒指導の充実を図っています。



⇒「心のバッジ」を自分たちでの解決に

学校生活の中での問題を自分たちが解決したい、6年生を中心にしたその思いを後押ししたのが「明日へつなぐ心のバッジ（缶バッジ）」です。

住吉小学校では、毎月生活目標を決定し、よりよい学校生活になるように全校児童で取り組んでいます。「みんなが安心して歩ける廊下にしよう」ということも目標になっていましたが、児童数が多いこともあり、広がって歩いたり、走ってしまったりすることも多くありました。

そんな中、廊下を走っていた児童がガラスにぶつかり大けがをすることが起きてしまいました。

このことをきっかけに、6年生が中心になって、先生に注意をされるだけでなく、自分たちが声を掛け合って、安全な廊下歩行を目指したいと、校内ボランティアの募集を始めました。

参加希望者は、窓口の西山先生に「ボランテ

ィアへの意気込み」を用紙に書いて応募しました。その中には、色々な学校への思いが書かれていました。

廊下歩行の見守りで始まったボランティアですが、「あいさつ運動に取り組みたい」、「言葉遣いをよくしたい」、「悪口を言う人がいるからいじめが

起きないように注意したい」など、自分たちで様々な問題を見つけ出して、解決しようとする姿がみられるよう

になりました。

ボランティア活動に取り組み始めた子どもたちの胸には、缶バッジが光っていました。



ボランティア活動のお知らせ
約半数の6年生がボランティアの活動中です

⇒新しい伝統を作る心意気

自分たちで考え行動する活動は委員会活動にも広がり、美化委員会の委員は自分たちで企画して休憩時間に玄関の草取りや清掃に取り組み始めました。

住吉小学校は1886年（明治19年）に旗ヶ崎簡易小学校として開校して以来、130年近くになります。

ボランティア活動を続けている6年生が、「住吉小学校は伝統のある学校だけど、この取り組みは、自分たちが、その最初になるんだ」と言っていました。これからも、子どもたちが自分たちの問題に向き合い、きまりよい、いじめのない楽しい学校にしていくことを期待しています。

鳥取県人権情報誌第20号『ふらっと』

（平成25年11月刊）より